

農林水産省における個人情報の開示、訂正、利用停止決定等に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 5 条第 1 項の審査基準等については、次のとおりとする。

第 1 保有個人情報の開示請求に係る審査基準等

1 法第 7 8 条の規定に基づく保有個人情報の開示

農林水産大臣は、保有個人情報の開示請求があったときは、法第 7 8 条の規定により当該開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

（1）開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法では、不開示情報以外は開示しなければならないとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要がある、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

（2）不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

2 不開示情報

法第 7 8 条に掲げる不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって考慮すべき事項は、以下のとおりとする。

（1）個人に関する情報（法第 7 8 条第 1 号及び第 2 号）

不開示情報のうち、個人に関する情報については、法第 7 8 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき判断することとする。当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 法第 7 8 条第 1 号

「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」

法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができる。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開

示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長等に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

② 法第78条第2号本文

ア 「開示請求者以外の個人に関する情報」

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とする。

なお、死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象ともならないが、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となる。請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある。

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」

事業を営む個人の当該事業に関する情報は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

ウ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

その他の記述等とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいてその他の記述等に含まれる。

特定の個人を識別することができるとは、当該情報の本人である特定の個人が誰でもあるかを識別することができることをいう。

エ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

照合の対象となる他の情報には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は他の情報に含めて考える必要はない。

オ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

行政機関等の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、補充的に不開示情報として規定している。

③ 法第78条第2号イ

ア 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

法令の規定には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったと

しても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第5条第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

ウ 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。具体的には、例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては未だ調査結果の分析中であつたため、通知されていなかった場合が想定される。

④ 法第78条第2号ロ

ア 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

⑤ 法第78条第2号ハ

ア 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

職務の遂行に係る情報とは、公務員等が行政機関等その他の国の機関等又は地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容について、情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされているが、法においても、同様に不開示とはしないこととしている。

(参考) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には、例外的に開示することとなる。

行政機関情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2項から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

(2) 法人等に関する情報（法第78条第3号）

法第78条各号に掲げる不開示情報のうち、法人等に関する情報については、同条第3号の規定に基づき判断することとする。

なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 法第78条第3号本文

ア 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号において規定している。

法人その他の団体に関する情報は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

イ 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

事業を営む個人の当該事業に関する情報は、事業に関する情報であるので、アで掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

ウ 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

② 法第78条第3号イ

ア 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

権利には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

競争上の地位とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

その他正当な利益には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

イ 「害するおそれ」

害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的

保護に値する蓋然性が求められる。

③ 法第78条第3号ロ

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

行政機関等の要請には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

開示しないとは、法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

条件については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

イ 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

法人等又は個人における通例とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮しなければならない。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号には当たらない。

(3) 国の安全等に関する情報（法第78条第4号）

法第78条各号に掲げる不開示情報のうち、国の安全等に関する情報については、同条第4号の規定に基づき判断することとする。

なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 「国の安全」

国の安全とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

国の安全が害されるおそれとは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

② 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

他国若しくは国際機関（他国等）には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協

調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。

他国等との信頼関係が損なわれるおそれとは、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

③ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、又は我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

例えば、交渉に関する情報（交渉に関して取られた措置や交渉の対処方針の検討過程の資料などについても含まれる。）であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

（４）公共の安全等に関する情報（法第７８条第５号）

法第７８条各号に掲げる不開示情報のうち、公共の安全等に関する情報については、同条第５号の規定に基づき判断することとする。

なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行は、公共の安全と秩序の維持の例示である。

犯罪の予防とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

犯罪の鎮圧とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

犯罪の捜査とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

公訴の維持とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

刑の執行とは、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、拘留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

イ 公共の安全と秩序の維持とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物

又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

(5) 審議、検討等情報（法第78条第6号）

法第78条各号に掲げる不開示情報のうち、審議、検討等情報については、同条第6号の規定に基づき判断することとする。

なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 法第78条第6号

ア 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

国の機関とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

イ 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

ウ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益としている。

エ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。これは適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民（地域住民等一定の地域コミュニティや高齢者、労働者等一定の社会階層に限られる場合も含む。）への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

オ 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、エと同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

カ 「不当に」

ウからエまでにおいて不当にとは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が不当なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

② 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の

不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

(6) 事務又は事業に関する情報（法第78条第7号）

法第78条各号に掲げる不開示情報のうち、事務又は事業に関する情報については、同条第7号の規定に基づき判断することとする。

なお、当該規定の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

① 法第78条第7号本文

ア 「次に掲げるおそれ」

次に掲げるおそれとしてハからトまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は行政機関の長等の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で適正な遂行と言えるものであることが求められる。

支障の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

② 法第78条第7号ハ

ア 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」

監査とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

検査とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

取締りとは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

試験とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

租税には、国税、地方税がある。賦課とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、徴収とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

イ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項

等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細であってこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当し得ると考えられる。

③ 法第78条第7号ニ

ア 「契約、交渉又は争訟」

契約とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

交渉とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

争訟とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

イ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となるアで掲げた契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

④ 法第78条第7号ホ

国の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

⑤ 法第78条第7号ヘ

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

⑥ 法第78条第7号ト

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第78条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

3 開示請求の対象となる保有個人情報の範囲

法の開示請求の対象となる保有個人情報の範囲は、法第2条第1項から第3項まで及び第60条第1項に規定されているが、同項の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 法第2条第1項

① 「個人に関する情報」

第1の2(1)②ア参照。

なお、法第2条第1項の本文より、法の開示請求の対象となるのは生存する個人に関する情報である。

② 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

第1の2(1)②ウ参照。

③ 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

第1の2(1)②エ参照。

(2) 法第60条第1項

① 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」

行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

② 「組織的に利用する」

作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

③ 「行政機関等が保有している」

当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

④ 「行政文書に記録されているものに限る」

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とされている。その上で、情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書に記録されているものに限ることとされている。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを行政文書の定義から除いているが、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しないことになる。

4 部分開示

法第79条の規定に基づいて部分開示を行う場合には、同規定の解釈として以下の点に留意するものとする。

(1) 不開示情報が記録されている場合の部分開示（法第79条第1項）（ただし、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が記録されている場合には

(2) 参照)

① 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

② 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

区分とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、除くとは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

イ 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、容易に区分して除くことができるときに該当しない。

③ 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

本項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長の法の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長の不開示義務に反するものではない。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれている場合の部分開示（法第79条第2項）

① 「開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

ア 第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなるひとまとまりの情報の集合体であり、単に他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができることは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限ることとしているのは、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（第78条第2号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

② 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのある

ものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

- ③ 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第78条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

5 個人の権利利益を保護するための裁量的開示

法第80条の規定に基づき、個人の権利利益を保護するため不開示情報の裁量的開示を行う場合には、当該規定の解釈として以下の点に注意するものとする。

- (1) 第78条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の高度の行政的な判断により、開示することができる。
- (2) 第78条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができる。

6 保有個人情報の存否に関する情報

法第81条の規定に基づき、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合には、同規定の解釈として以下の点に留意するものとする。

- (1) 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

- (2) 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第2 保有個人情報の訂正請求に係る審査基準等

1 法第92条に規定に基づく保有個人情報の訂正

法第92条の規定により、農林水産大臣は、訂正請求があったときは、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとす

る。

(1) 保有個人情報の訂正義務

① 法第92条本文

「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」

訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている第65条の正確性の確保を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要があることが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、行政機関の長等としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

2 訂正請求の対象となる保有個人情報の範囲

法の訂正請求の対象となる保有個人情報の範囲は、法第90条第1項に規定されているが、同項の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 法第90条第1項

① 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限定することとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

② 「内容が事実でないと思料するとき」

本条は、第65条の正確性の確保の趣旨を実効たらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、内容が事実でないと思料するときに限られる。

③ 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

また、当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、訂正について他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとなる（法第74条第1項第10号）。

(2) 評価に関する情報の取扱い

訂正は、保有個人情報の内容が事実でない場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は事実であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただ

し、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

第3 保有個人情報の利用停止請求に係る審査基準等

1 法第100条に規定に基づく保有個人情報の利用停止

法第100条の規定により、農林水産大臣は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないが、この際に考慮すべき事項は以下のとおりとする。

(1) 保有個人情報の利用停止義務

① 法第100条本文

ア 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

利用停止請求に理由があるとは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると行政機関の長等が認めるときである。その判断は、当該行政機関等の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

イ 「当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

個人情報の適正な取扱いを確保するとは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

必要な限度とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要がある。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

ウ 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

② 保有個人情報を基になされた行政処分との関係

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

2 利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲及び利用停止の措置

法の利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲及び利用停止の措置は、法第98条第1項に規定されているが、同項の解釈に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 「各号のいずれかに該当すると思料するとき」

本項は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、下記のとおり、開示を受けた保有個人情報が、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、②違法又は不当な行

為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている、③偽りその他不正の手段により取得された、又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

(2) 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

なお、第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、法第98条第1項第1号により利用停止請求の対象となる。

(3) 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。

(4) 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により個人情報が取得された場合をいう。

(5) 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(6) 「利用の停止又は消去」

利用の停止とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。また、消去とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。

保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

(7) 「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(8) 「提供の停止」

爾後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

(9) 「利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」

保有個人情報の利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとなる。